

平成26年10月31日

原野商法の二次被害に遭われた皆様へ

『未来土地コーポレーション』『未来土地プロパティ』及び
『東翔マネジメント』による詐欺被害の回復に向けて

未来土地被害対策弁護団

弁護団長 弁護士 三木俊博

当弁護団は、『株式会社未来土地コーポレーション』『株式会社未来土地プロパティ』及びこれらの前身である『株式会社東翔マネジメント』による詐欺事件の被害回復を目的として結成された弁護団です。

奈良県警の調べによれば、これら法人の関係者は、かつて原野商法の被害に遭い、処分困難な土地を所有する高齢者らを主な対象として、「中国の富裕層が日本の山林・水源地に高い関心をもっており、高値で売れる見込みである」「近隣土地の売買実績もある」などと虚偽の説明を行い、土地所有者をして、現実の市場価値から大きく乖離した高値で当該土地が売れるものと誤信させ、土地の売却のために必要であるとして、管理調査費名目で一件当たり20～30万円台の金員を詐取していたということです。

また、同県警の調べによれば、これら法人の関係者による被害の件数は、全国で合計5000件近くに上り、被害額の合計は13億円を超えるとのこと。

これら法人の関係者については、順次起訴され、奈良地方裁判所において公判が係属中であり、先行して起訴された2名の元従業員については、いずれも有罪判決が確定しております。

このような状況の下、当弁護団は、現在、関西と関東にそれぞれ相談・受任窓口を設け、全国の被害者による集団訴訟を提起すべく準備中です。

皆様におかれましては、同送いたします「集団訴訟の参加手順について」の内容をよくご検討頂き、是非、原告団にご参加いただければと存じます。

⇒裏面へ

お問合せはこちらまで

【関西窓口（被害者説明会についてのお問合せはこちらまで）】

〒630-8213 奈良市登大路町5番地 修徳ビル1階 登大路総合法律事務所
未来土地被害対策弁護団 事務局長 弁護士 谷野 智彦
TEL 0742-23-8710 ・ FAX 0742-23-8699 （平日9時～17時30分）

【関東窓口】

〒102-0083 東京都千代田区麹町6-6 長尾ビル6階 佐藤法律会計事務所
未来土地被害対策弁護団東京支部 事務局次長 弁護士 佐藤 千弥
TEL 03-3556-3607 ・ FAX 03-3556-3608 （平日10時～18時）

大阪弁護士会消費者保護委員会との共同で被害者説明会を開催します！

下記の日時・場所にて、第1回被害者説明会を開催します。

記

日時：平成26年11月8日（土） 午後1時～

場所：大阪弁護士会館2階（大阪市北区西天満1丁目12-5）



大阪弁護士会からは、今回の事件の概要や、現在奈良地方裁判所で行われている刑事裁判の状況について、当弁護団からは、集団訴訟に参加していただく際の手順・費用・スケジュール等について、それぞれご説明させて頂く予定です。

なお、この被害者説明会への参加は訴訟参加の要件ではありませんので、無理のない範囲でお気軽にお越しください（被害に遭われた方のご家族や、消費生活相談員、地域包括職員等支援者の方のご参加も大歓迎です）。

以上